

令和 2 年度大雪により農業施設・機械が破損された農業者の方へ
～国庫事業「強い農業・担い手づくり総合支援交付金
(地域担い手育成支援タイプ) の活用による復旧支援～

- 1 対象者：12 月以降の大雪により被災された中心経営体（事業費 50 万以上）
(計画協議時に中心経営体となっていること。)
 - 2 事業内容：被災した地域の担い手に対し、農業経営の改善に必要な農業用ハウスの導入等に
必要な経費を助成（併せておこなう撤去・補強も対象）
 - 3 補助率：国 9/30 以内、県 7/30 以内、市町村 7/30 以内
(園芸施設共済の加入やハウスの経過年数により、補助率が変動)
 - 4 事業要件：①市町村による被災証明（被災したことがわかる写真が必要）
②地域農業マスタープランに位置付けられた中心経営体
③事業費は 50 万円以上（国庫補助上限は 600 万円事業費 2000 万円）
④耐用年数は、概ね 5 年以上 20 年以下
⑤園芸施設共済の加入対象施設は、耐用年数まで通年で共済加入が必須。
⑥申請前に事業着手可能（修繕や再取得）。申請後に 事業着手する場合は、3 社
見積もりを行う等、通常の事業と同様な手続きが必要。
⑦整備する機械・施設等の耐用年数まで農業を継続（離農、譲渡等には手続きが
必要。離農等の事業中止の場合は補助金返還）。
⑧過去事業（経営体事業、担い手確保事業）の実施経営体は目標を達成している
こと。
⑨令和 5 年度を目標年度とする成果目標を 2 項目設定（現状値は令和 2 年度）。
- | | |
|------|---|
| 必須目標 | 付加価値額の拡大 リヌ入 - 経費 + 人件費 |
| 選択目標 | 経営面積の拡大、農産物の価値向上、単位面積当たりの収量の増
加、経営コストの縮減、農業経営の複合化、農業経営の法人化 |
- 5 留意事項：①成果目標が未達成の場合、通常事業と同様に、補助金返還の可能性あり
②国予算は R2 年度で本省による繰越、県予算では R2 年度（2 月補正）。R3 年度内
の事業完了が必要。